

お客様各位

パナソニック インダストリー株式会社

EU REACH 第 30 次 SVHC 確認報告書

確認日: 2024/3/25

弊社は、購入先からの部材情報と製品構成部材の情報に基づき、下記に記載の弊社製品は 2024 年 1 月 23 日に欧州化学品庁 (ECHA) によって更新された候補リストに記載されている 240 の高懸念物質 (SVHC) をそれぞれ 0.1wt%を越えて含有しないと認識していることを報告します。

製品名 : 電流検出用チップ抵抗器
品番 : ERJL12UF51MU

注 1) 報告書作成日時時点の①当該製品構成部材の購入先から提供を受けた「部材情報」と②「製品構成部材」に基づき計算された含有率が、製品重量あたり 0.1wt%以下の場合に、本文書では SVHC を含有しないとしています。新たに情報入手致しましたら本報告書を更新致します。

注 2) ガラスまたはセラミック中の「三酸化二ホウ素 (B_2O_3)」または「鉛酸化物 (PbO, Pb_3O_4)」は、電子部品業界として「REACH SVHC には該当しない」との見解があります。また、セラミック中の「含鉛複合酸化物 (チタン酸鉛 [$PbTiO_3$]、チタン酸ジルコン酸鉛 [$Pb_x Zr_y Ti_zO_3$])」の取扱いについても、電子部品業界として「REACH SVHC には該当しない」との見解があります。詳細は JEITA 見解書 (24JEITA-電部企第 207 号、同 247 号、同 248 号) をご参照願います。

URL: <https://home.jeita.or.jp/cgi-bin/page/detail.cgi?n=1285&ca=21>

パナソニック インダストリー株式会社

デバイスソリューション事業部 品質環境センター

環境管理部 製品環境課

責任者: 芦崎 政重